

保 健 福 祉 委 員 会 記 録 (No.17)

1 日 時 令和5年12月7日(木)
午前10時00分 開会
午前11時33分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員(10人)

委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	小 宮 けい子
委 員	日 野 雄 二	委 員	鷹 木 研一郎
委 員	金 子 秀 一	委 員	山 本 眞智子
委 員	白 石 一 裕	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	荒 川 徹	委 員	井 上 しんご

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

保健福祉局長	武 藤 朋 美	総 務 部 長	星之内 正 毅
総 務 課 長	小 河 浩 介	給付金担当課長	藤 木 泰 代
地域福祉部長	名 越 雅 康	地域福祉推進課長	明 石 卓 也
健康医療部長	河 端 隆 一	市立病院担当課長	村 上 敏 正
保険年金課長	世 利 徳 啓	子ども家庭局長	小笠原 圭 子
保 育 課 長	三 宅 大 二	事業調整担当課長	村 上 幸 夫
子育て支援部長	高 橋 浩	青 少 年 課 長	白 鳥 公 将

外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長	有 永 孝	書 記	廣 池 和 哉
---------	-------	-----	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	委員席について	別紙配席表のとおり決定した。
2	審査日程について	7日は議案の審査、8日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行うことを決定した。
3	議案第177号 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	議案の審査を行った。
4	議案第187号 地方独立行政法人北九州市立病院機構の中期目標について	
5	議案第202号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立介護実習・普及センター等）	
6	議案第203号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立介護実習・普及センター等）	
7	議案第204号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立介護実習・普及センター等）	
8	議案第205号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立介護実習・普及センター等）	
9	議案第206号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立介護実習・普及センター等）	
10	議案第207号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立介護実習・普及センター等）	
11	議案第208号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立子どもの館等）	
12	議案第209号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立子どもの館等）	
13	議案第210号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立子どもの館等）	
14	議案第211号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立子どもの館等）	
15	議案第212号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市立子どもの館等）	

16	議案第232号 令和5年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	議案の審査を行った。
17	議案第233号 令和5年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
18	議案第234号 令和5年度北九州市食肉センター特別会計補正予算（第2号）	
19	議案第238号 令和5年度北九州市介護保険特別会計補正予算（第2号）	
20	議案第239号 令和5年度北九州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
21	議案第241号 北九州市国民健康保険条例の一部改正について	

8 会議の経過

（鷹木委員の紹介を行った。）

○委員長（村上直樹君） それでは、開会します。

初めに、委員席についてお諮りいたします。

委員席は、現在着席のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、審査日程についてお諮りします。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり、19件であります。

審査日程については、本日は議案の審査を行い、明日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

それでは、ただいまから議案の審査を行います。

議案第177号、187号、202号から212号、232号のうち所管分、233号、234号、238号、239号及び241号の以上19件を一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いいたします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、お手元のタブレットに配付しております令和5年12月議会保健福祉委員会資料の1ページの各項目に沿って、順次御説明いたします。

初めに、1、一般議案について御説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

議案第187号、地方独立行政法人北九州市立病院機構の中期目標についてです。

本議案は、地方独立行政法人法に基づき、法人が達成すべき業務運営の目標を定めるものでございます。このたび、第1期の中期目標が令和5年度末をもって満了することから、第2期中期目標を定めるものです。

なお、議決後に市長から法人に対して中期目標を提示し、法人はその目標を達成するための中期計画を定め、市長の認可を受けることとなっております。また、この中期目標につきましては、市立病院機構評価委員会から適当であるとの意見をいただいております。

では、内容について御説明いたします。

第2期中期目標は、第1期中期目標をベースに、引き続き政策医療を着実に実施するとともに、国から示された持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインを踏まえ、地方独立行政法人制度の特徴を生かした自立的な病院運営を行うことを期待して定めるものです。

項目は5つございます。主な項目には下線を引いております。第1に、中期目標の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。第2に、市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項です。主な項目としては、医師の働き方改革への対応についてですが、令和6年度から医師の時間外労働の上限規制が開始されることを踏まえ、時間外労働の縮減などに取り組むこととしております。また、新興感染症の感染拡大時の備えでは、感染症対応における公立病院の役割の重要性を認識し、感染拡大に平時から備えておくこととしています。第3に、業務運営の改善及び効率化に関する事項、第4に、財務内容の改善に関する事項も定めております。主な項目としては、財務基盤の安定化について、中期目標期間中の経常収支の黒字化を実現することとしています。第5に、その他業務運営に関する重要事項です。主な項目としては、施設設備の老朽化対策において、建築後30年を経過し老朽化している医療センターについて、建て替えを含めて広く検討することとしています。施行期日は令和6年4月1日からです。中期目標の説明については以上でございます。

次に、保健福祉局所管分の指定管理者の指定の一部変更6件について御説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

指定管理者の指定を一部変更するため、平成30年12月議会で議決を受けた当初指定議案を変更する議案でございます。対象施設については、北九州市立介護実習・普及センター、新門司老人福祉センター、年長者研修大学校周望学舎、年長者研修大学校穴生学舎、北九州穴生ドーム、福社会館、戸畑市民会館、ふれあいむら社ノ木デイサービスセンター、東部障害者福社会館、西部障害者福社会館、点字図書館、聴覚障害者情報センターの計12施設、6件となっております。

なお、いずれの施設につきましても、指定期間は平成31年4月1日からの5年間で1年延長し、平成31年4月1日から令和7年3月31日までの6年間に変更するものでございます。

続きまして、議案第232号、令和5年度北九州市補正予算（12月議会提出）のうち、保健福祉局所管分について御説明いたします。

お手元のタブレットに配付しております令和5年度12月議会保健福祉委員会資料、保健福祉局分の5ページを御覧ください。

説明の便宜上、金額は万円単位で御説明いたします。

まず、歳出補正についてです。

3款1項1目職員費の補正額はマイナス2,452万円です。人事委員会の勧告等に伴う給与改定や期末勤勉手当支給割合の変更等により職員給が増額する一方で、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類感染症となったことに伴いまして、コロナワクチン接種を含むコロナ対応業務の減少などに伴い、時間外勤務手当が減少いたしております。時間外勤務手当減少等の影響額が給与改定等に伴う増額の影響額を上回るため、職員給与を減額するものです。

3款2項1目の社会福祉総務費の補正額は122億1,682万円です。内訳としましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業において、物価高騰により厳しい状況にある住民税非課税世帯に対し1世帯当たり7万円の給付金を支給するための経費として、122億1,625万円を計上しています。次に、無料低額宿泊所への光熱費等支援事業において、利用者へ継続してサービスが提供できるよう、物価高騰等に直面する無料低額宿泊所に対し光熱費等の負担を軽減するための経費として、57万円を計上しています。

次に、3款2項2目の障害福祉費の補正額は1億9,148万円です。利用者へ継続してサービスが提供できるよう、物価高騰等に直面する障害福祉サービス事業所等に対し光熱費等の負担を軽減するための経費を計上しています。

6ページを御覧ください。

3款2項3目の老人福祉費の補正額9億5,783万円、3款3項8目の病院費の補正額568万円、3款6項1目の生活保護総務費の補正額742万円は、全て障害福祉費と同様に、利用者へ継続してサービスが提供できるよう、物価高騰等に直面する介護サービス事業所等、市立門司病院、そして救護施設に対しまして、光熱費等の負担を軽減するための経費として計上するものです。

次の3款8項1目繰出金の補正額は4,825万円です。国民健康保険特別会計、食肉センター特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計におきまして、人事委員会の勧告等に伴う給与改定及び期末勤勉手当支給割合の変更等により職員給が増額するため、特別会計に対する一般会計からの繰出金を増額するものです。

7ページを御覧ください。

歳入補正は、ただいま御説明しました歳出補正の財源として補正するものです。歳入補正の合計額は133億7,925万円です。

次に、繰越明許費の追加についてです。

適正な事業期間を確保できないことや、関係者との調整等に日時を要したこと等によりまして、各事業において必要な予算を翌年度に繰り越すこととしております。

8ページを御覧ください。

続きまして、保健福祉局所管の特別会計について御説明いたします。

議案第233号、令和5年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、そして、9ページ、議案第234号、令和5年度北九州市食肉センター特別会計補正予算（第2号）、そして、10ページ、議案第238号、令和5年度北九州市介護保険特別会計補正予算（第2号）、そして、11ページ、議案第239号、令和5年度北九州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上申し上げた補正予算は全て、人事委員会の勧告等に伴う給与改定及び期末勤勉手当支給割合の変更等により職員給が増額するため、必要な経費を計上するものです。

続きまして、国民健康保険特別会計の歳出1款1項1目一般管理費、歳入5款1項1目一般会計繰入金の補正額は、ともに1,021万円です。

また、9ページを御覧ください。

次は、食肉センター特別会計の歳出1款1項1目食肉センター管理費、歳入3款1項1目一般会計繰入金の補正額は、ともに252万円です。

続きまして、10ページを御覧ください。

介護保険特別会計の歳出補正は、1款1項1目一般管理費2,699万円、3款1項2目包括的支援事業任意事業費1,222万円、総額3,921万円です。その財源としては、歳入3款2項3目地域支援事業交付金470万円、5款3項2目地域支援事業交付金235万円、8款1項3目地域支援事業繰入金235万円、8款1項5目その他一般会計繰入金2,699万円、8款2項1目介護給付準備基金繰入金281万円、総額3,921万円を計上しております。

11ページを御覧ください。

最後に、後期高齢者医療特別会計の歳出1款1項1目一般管理費、歳入4款1項2目事務費繰入金の補正額は、ともに616万円です。

続きまして、条例議案について御説明いたします。

資料の12ページをお開きください。

議案第241号、北九州市国民健康保険条例の一部改正についてです。

令和5年7月、国民健康保険法施行令等の一部改正により、出産した被保険者等に係る保険料の所得割額及び被保険者均等割額を減額する等のため関係規定を改める必要があり、条例の一部を改正するものです。施行日は令和6年1月1日です。

以上、保健福祉局所管の関係議案について説明させていただきました。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（村上直樹君） 子育て支援部長。

○子育て支援部長 それでは、令和5年12月議会提出議案のうち、子ども家庭局所管分について、お手元配付資料に基づき、御説明いたします。

タブレット端末の2ページをお願いいたします。

まず、議案第177号、北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

平成28年2月に策定した北九州市公共施設マネジメント実行計画において、令和7年度末までに廃止するとしていた足立青少年の家を廃止するため、北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を行うものでございます。廃止条例の施行日につきましては、隣接する足立青少年キャンプ場とともに民間事業者による活用を検討しているため、令和6年10月1日としております。

条例議案については、以上でございます。

タブレット端末の3ページをお願いいたします。

続きまして、議案第208号から212号、指定管理者の指定の一部変更について御説明いたします。

指定管理者の指定を一部変更するため、平成30年12月議会で議決を受けた当初指定議案を変更する議案でございます。

対象施設につきましては、北九州市立子どもの館、北九州市立子育てふれあい交流プラザ、北九州市立母子・父子福祉センター、北九州市立児童館、これは39施設でございます。北九州市立第1緑地保育センター、北九州市立第2緑地保育センター、北九州市立藍島保育所の計45施設、5件でございます。件数につきましては指定議案単位としております。

なお、いずれの施設につきましても、指定期間は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間から、平成31年4月1日から令和7年3月31日までの6年間に変更し、1年延長するものでございます。

続いて、4ページをお願いいたします。

最後に、議案第232号、令和5年度北九州市一般会計補正予算のうち、子ども家庭局所管分について御説明いたします。

なお、説明に当たりましては、金額は万円単位で御説明いたします。

初めに、歳出補正予算について御説明いたします。

4款1項1目子ども家庭職員費の補正額1億3,671万円は、令和5年度子ども家庭職員費の決算見込額に基づき、増額補正を行うものでございます。

4款2項1目子ども家庭総務費のうち、保育所等への光熱費等支援事業の補正額3,630万円は、保育所等における物価高騰に伴う光熱費の上昇分を支援するため、追加補正するものでございます。病児保育施設整備事業につきましては、病児保育の利用料無償化や、感染症の流行等により急増している利用者の受入れに対応するため、新たな病児保育施設整備に係る経費に

ついて、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、4款2項2目子ども家庭支援費のうち、児童養護施設等への光熱費等支援事業の補正額1,540万円は、児童養護施設等における物価高騰に伴う光熱費等の上昇分を支援するため、追加補正をするものでございます。

次に、4款2項3目母子保健医療費のうち、子ども医療費支援事業の補正額5億7,300万円は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行やインフルエンザ等の感染症流行に伴い、増加が見込まれる子ども医療費の給付に要する経費を追加補正するものでございます。

以上、歳出補正予算合計金額は7億6,141万円を計上しております。

次に、歳入補正予算について説明いたします。

18款2項3目子ども家庭費国庫補助金の補正額3,446万円、19款2項3目子ども家庭費県補助金の補正額1億5,309万円、24款6項4目雑入の補正額999万円は、先ほど説明した保育所等への光熱費等支援事業及び児童養護施設等への光熱費等支援事業、子ども医療費支援事業の財源として補正するものでございます。

以上、子ども家庭局所管の関係議案についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（村上直樹君） これより質疑に入ります。

なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質疑はありませんか。日野委員。

○委員（日野雄二君） それでは、私から、議案第187号についてですが、地方独立行政法人北九州市立病院機構の中期目標について、市民に対するサービス、その他の業務の質の向上に関すること、そして、市民、地域医療機関からの信頼の確保、病院間連携の拡充、しっかりスクラムを組んでということですが、通常、独法のがんセンターは紹介状がなかったら市民でも受診することがなかなか難しく、これは前から指摘をしているんですが。要するに、市民が中心の病院のはずなんですよ。それが、どうもそうじゃないと思う。

次に、新興感染症の感染拡大への備えとあるけど、どんな備えなのか。感染拡大したときに、ベッド数は確保していて、それ以上はもう駄目ですよというのも、前回のコロナのときに勉強しましたよね。それで、片一方ではベッド数も足りなくて、それじゃあ、新興感染症の研究もやるのか。拡大のときの備えって、どんな備えができるのか。今、医療関係は薬もない。これは、おとといから保健福祉局に投げていますよね。大変な状況になっている。これ、国、県に言っても、これは薬剤ですからないものはないと言われたら治らない。病院機構は、その辺の確保も全部できて、中期目標の中で、いざそんなことが起きたらどうなりますよということができているのか。それは感染拡大時の備えとなっているわけで、ふだんから感染症以外の備えがちゃんとできているのかどうか。これをまず聞かせてください。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 2つ御質問をいただきました。まず一つ目が、紹介状がない患者の受診についてです。

現在、医療センターにかかわらず、総合病院を受診していただく場合は、かかりつけ医でまず見ていただきまして、必要があれば紹介状をいただいてかかるようなやり方を取っています。市立病院機構では、地域の病院と連携を図りまして、市内、市外、多くのクリニックと連携協定のようものを取っております。それで、まず紹介状がない方から相談がありましたら、現在かかっている病院に、医療センターを受診したいと御相談をいただくような流れを取っております。現状の医療受診に関しましては基本的な考え方となっておりますので、この制度を運用してまいりたいと思っております。

2番目は、新興感染症への備えということで、今回、国では、新型コロナウイルスの感染拡大がございまして、公立病院の役割は大きなものであったと評価をしております。そのため、新たに新興感染症の拡大に備えて、備品などをしっかりしておく、あるいは、新たな振興感染症が出た場合に、速やかにベッドの配置などをするような計画を立てるといようなものになってございます。

あと、もう一点、補足の御説明です。担当ではございませんが、今薬が不足しているというのは全国的な問題になっておりまして、北九州地域も薬が不足している医療機関があると承知しております。市立病院機構に関しましては、現状、治療を行うのに不足している状況ではないと確認できております。以上になります。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 新興感染症、しっかり現状を把握していないと、コロナはもう終わった。でも、いっぱいコロナにかかっていますよね。5類だから発表もしなくていい。ところが、市の職員もコロナでも休むわけでしょ。我々も風邪を引いているけど、熱がなかったらコロナの検査もしないんです。インフルエンザもしないんです。インフルエンザは、この3年間で激減した。コロナが台頭したから激減したのか。インフルエンザの菌はコロナウイルスなのかライノウイルスなのか。その辺、市民は分からないままで、ただ振り回されて、風邪が治らない、せきも止まらない。かかりつけ医に行って、それじゃあ、大きい病院に行こうといっても、紹介状がないと直接診てくれない。それで、備えをやっている病院もコロナが今どの程度か人数も把握しない。言わなくてもいいわけでしょうが。とどのつまりは、すいません、日野さん、年寄りのぜんそくですと。小児ぜんそくは聞いたことあるけど、ぜんそくにかかったことがないのにぜんそくですと言われて。ぜんそくの吸入器をもらって。吸入器はあったけど、ほかの薬がない。これでは、医療の安全・安心は確保できないのではないかと。中期目標の中にそういうこともしっかり入れてやらなければ、せっかくすばらしい病院があり、保健福祉局が頑張っているのに、国の問題ですということでは片づけられない、都市間競争にもなるわけですよ。

都会ほど薬がない。ましてや政令市ですから。薬価基準の問題等々も分かっています。これ薬剤師に言わせたら、薬を下げたからと、そんなことを言うんですね。だから、今になって薬がないということ。それから、中期目標の中で病院機構の在り方というのをもう一遍しっかり精査する必要があると思うので、これは強い要望としときます。

それから、がんセンターの建物の老朽化も含めて、これ運営施設整備に看護学校の老朽化対策は書いているんですが、病院本体の老朽化はどう考えているのか、1点だけ聞かせてください。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 病院の老朽化対策につきましては、一般的に40年程度が耐用年数と考えております。医療センターについてですが、今回の中期目標に広く建て替えを含め検討をということで、今後、検討を進めていくことになると思います。ただ、建て替えが終わるまでにはまだかなりの時間がございますので、病院機構としては、建て替えを前提にあまり過度な老朽化対策にならないよう施設整備をやっております。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） ありがとうございます。

次に、指定管理者の指定の一部変更についてです。これは1年間延長の理由を書いています。が、市政変革の取組結果を早期に反映させるために1年間延長をしますの意味が分からない。延長したときに、指定管理者の雇用する側の問題点というのは考えておられるのでしょうか。把握しているかどうか。

○委員長（村上直樹君） 総務課長。

○総務課長 指定管理者の関係で御質問いただきました。今、市政変革推進室で制度を見直すということでやっております。見直しの内容は、市民サービスの向上につながるよう、民間事業者が参入しやすい制度へということで検討していると聞いております。

お尋ねの指定管理で事業者が労働者の方を雇用しているということでございますけれども、そこへの影響というのは、1年延長して、その次どうなるのかといったことはあると思います。通常の委託契約とか、指定管理者制度も、事業者が入れ替わるということはあるとは思いますが、どういう影響があるかというのを、どこまで検討の中で考えているか、保健福祉局で具体的に把握はしておりませんが、これまでも、スタッフの方がその後どうされるのかという配慮というか、非常に気にはなっている状況ではございますけれども、市政変革推進室に確認をしていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 自民党の会派の中で勉強をしているのは、5年間の契約社員、アルバイトを1年間延長したら、期間を定めない労働契約、無期労働契約に転換されるルールのことです。要するに、あなたたちは自分たちの都合で1年間延長させて、ところが、指定管理者は、

5年契約で雇っている契約社員、アルバイトを1年間継続させると、これは無期の正社員と同じ扱いにしなければならないルールがある。それを考えているの。指定管理者の中には、1年継続でラッキーと思う経営者もいるでしょう。しかし、働いている方たちはそうじゃない。それから雇用の現場は、その問題が出てくるので、それを単純に1年間延ばしていいというものではない。ならば、1年延ばすのではなくて5年延ばすとかやれば、そこで雇用もちゃんととれるわけですから。1年延ばしたのは一部でしょ。全部ではない。もう質問はしませんけど、しっかり考えないと大変なことになるということを御指摘して終わります。

○委員長（村上直樹君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 厚生労働省の無期転換ルールについてです。会派で少しこの問題について研究しております。今、日野委員から、るる説明があったんですけども、このことについて、指定管理の受託事業者などから不安とか不満とか、そういった声は今現在出ておりますか。

○委員長（村上直樹君） 総務課長。

○総務課長 指定管理期間の1年間延長につきましては、現在の指定管理者の承諾が必要と考えておりますので、1年延長に関する協議を行って合意形成を図るということでお話をしております。全体としてはそういった声はお聞きしていないんですけど、もしかしたら個別にお話があるかもしれません。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） この無期転換ルールなどについて我々が尋ねたいときは、市政変革推進室が窓口という認識でよろしいんですかね。

○委員長（村上直樹君） 総務部長。

○総務部長 保健福祉局としての見解といいますか、事業局の見解ですが、今回、市全体でこの方針でいこうというところで、指定管理施設を所管している各事業局が同じ方向性でやってきました。無期転換の話が市政変革推進室の所管かどうか、明言はあれなんですけれども、これまで、例えば労基法とか、賃上げ、指定管理者がきちんと従業員の雇用や勤務条件を整えているかどうかとか、そういった質問に対しては、当時の行革の担当部局が御答弁していたこともあるかと思っておりますので、いずれにしましても、どの施設についても共通する全体への問題提起かと思っておりますので、市政変革推進室においても一定の見解があるのではないかと事業局としては考えます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 分かりました。全ての局にまたがるのかなとも思いました。ただ、一つ一つの事業所との意思疎通というのは大変難しいと思いますが、厚労省のルールでありますし、事業者の方も大変お困りの場面も出てくるのではないのかなとも思っていて、我々の会派で今研究しております。その都度いろいろ御質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。今日はここまでにさせていただきます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） それでは、幾つか質問させていただきます。

まず、福祉や子育て支援ということで、保健福祉局、子ども家庭局ともに職員の皆さんに頑張ってもらっていることに、まず、敬意を表したいと思います。

その上で、いろいろただしておきたい点もございますので、お尋ねしたいと思います。

まず、第177号の足立青少年の家廃止の議案です。念のために確認しておきたいんですが、令和7年度末までに廃止という方針の中で、来年9月末に廃止するということですが、その点も含めて、利用者あるいは市民に対する十分な説明が行われているのかどうか確認しておきたいと思います。

それから、187号の市立病院機構の中期目標について。これについても、患者サービスの向上というところで、これは以前も意見を述べましたけども、経済的な理由で受診できない患者さんが出るようなことがないように、施策をきちっと考えていただきたいということと、併せて、相談に対応するメディカルソーシャルワーカー等の十分な配置についても、ぜひしっかりやっていただきたい。それから、職場環境の充実、働きやすい職場環境をつくるという点では、現場で働いている職員の声を管理部門がしっかり受け止めて、必要な措置を講じていくという対応が必要だと思いますので、以上2点について、今後つくられる中期計画の中で具体化していただきたいと思いますので、見解があればお答えいただきたいと思います。

それから、先ほど意見がありました指定管理者の問題ですが、先ほど指摘された点は非常に重要な点だと私も思いますけども、1つは、ほかの局でも話を聞いたんですが、それぞれ所管している局は、市政変革推進室がどうするのかを注視しているというようなことを言っているみたいなんですが、施設の設置目的がそれぞれあるわけですから、担当局が市政変革推進室にきちんと意見を述べて、意見交換しながら必要な見直しをしていくということが重要なんじゃないでしょうか。そういうふうになっていないとすれば、意見を上げて見直しをするのであれば、そこにきちんと意見を反映させるという措置を取るべきだと思いますので、ぜひ答えていただきたいと思います。

それから補正予算、232号について、まず最初に、1世帯当たり7万円、住民税非課税世帯に対する給付金のことですが、これは本会議でも意見がありましたけども、物価高騰で市民の暮らしが厳しい状況になっているので、スピード感って言うと何か感覚的に聞こえるので、私はあまりスピード感と言うのは好きじゃないんですけど、まさに今スピードが必要なんです。それで、一刻も早く給付金を届けることが必要だと思います。これは念のために確認ですけども、事前に議会にきちんと相談をした上で、この給付金の支給について専決処分の乱発は困りますけども、必要に応じて専決処分で給付を急ぐという選択肢はなかったのか確認しておきたいと思います。

それから、子ども家庭局所管の病児保育施設の整備事業ですが、これは債務負担行為ですけれども、現在13か所の市の委託施設の増設ということです。どこに増設するのか。それから、整備スケジュールはどうなっているのか教えてください。

最後に、241号の国民健康保険条例の改正についてです。

保険料負担の軽減を1月1日から実施するという事なんですが、これは歓迎します。ただ、財源はどうなっているのか教えてください。

例えば、他の被保険者の保険料負担にはね返ってくるというようなことがないかどうか。令和6年度以降も含めて、その財源手当てがどうなるか教えていただきたいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） 青少年課長。

○青少年課長 足立青少年の家の廃止条例議案について周知しているのかということにお答えします。

公共施設マネジメント実行計画において、平成7年度までに廃止という方針が出されております。ただ、これにつきましては、その後の足立キャンプ場も含めて、民間活用することになっておりまして、令和2年にサウンディング調査をし、今年1月に今回の廃止スケジュールを方針として出させていただいてから、まず、各地元団体への説明、自治会、まちづくり協議会に行いました。その後、主な利用団体に説明をさせていただいております。いろんな声がございすけども、おおむね、利用する場所、またほかのところを御紹介させていただいて、これまで進めてきたところでございます。今後につきましても、問合せとか申込みがあると思います。その際には、時期などを説明して、皆さんに理解を求めていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 総務課長。

○総務課長 指定管理者の指定期間1年延長に当たり、先ほどから無期雇用のお話とか、御指摘を受けております。市政変革推進室で見直しを行っておりますけれども、適宜、担当レベルでも連絡を取って、課題とか感じるころがあれば、要望というか、見直しについて材料になるようなことを、それぞれの担当の部署を含めて連絡というか、意見交換できるようになっておりますので、適宜行ってまいりたいと思っております。この無期雇用の件は速やかに市政変革推進室と話をしたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 先ほどの指定管理のお話ですけど、子ども家庭局におきましても、市政変革推進室の見直しを進めていく中でいろいろ気になった点等、意見を言いながら、そして、意見を共有しながら取組を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 患者サービス向上の観点で、経済的理由で困窮されている方への対応を

地域計画でどのように議論するかという御質問を受けました。中期目標上は市の基本的な方向性を示すものですので、今後、市立病院機構と中期計画の議論を進めていくに当たり、先日も本委員会で御意見いただいた内容を市立病院機構や評価委員会で述べさせていただいております。引き続き計画策定に向けて努めてまいりたいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） 給付金担当課長。

○給付金担当課長 7万円の給付金支給について、専決処分の件で御質問いただきました。

10月の下旬に、岸田総理大臣が減税と併せて住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり7万円程度を支給する方向で調整に入ったことがニュース等で報じられました。その後、国の動向に関する情報収集を行いながら、迅速な給付を行うことを念頭に、これまでの制度を参考にしながら新たな予算編成作業を行うほか、1世帯当たり3万円給付を実施した事務センターやシステム関係事業者と事前協議等を行ってまいりました。11月2日に、内閣府から自治体に対して年内に予算化するよう依頼があり、通常であれば、12月議会で補正予算案を計上するものでございます。11月10日の閣議決定で国の方針が明確になり、一日でも早い支給のため、12月議会の前に市長による専決処分を行うことも検討いたしましたけれども、本市においても100億円を超える予算規模であることや、経済対策について国会等での議論が白熱し、支給対象世帯を決定するための基準日や要件などの詳細が示されていなかったことから、市議会への補正予算計上を経ることなく、事業を開始することは難しいと判断したものでございます。

なお、専決処分を行いまして、準備を進めている自治体があることも承知しておりましたけれども、仮に専決処分を行っていても、支給対象世帯を決定するための基準日や要件などの詳細が示されなければ、多くは着手できなかった業務であると考えております。いずれにしましても、物価高騰の状況が続いている中で苦しんでおられる住民税非課税世帯の方々に対し、スピード感を持って、一刻も早く支援を届けたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 保育課長。

○保育課長 病児保育についてでございます。まず、どこに整備するのかということでございます。

まだ予算が成立してございませんので確定的なことは申し上げられませんが、現在、7区のうちに空白の区がございますので、確定しているわけではございませんけれども、想定としては空白のところかなと考えてございます。

それから、スケジュールでございます。これは施設整備の規模によっても大分変わってくると思います。しかしながら、最終的には令和6年度中にオープンさせたいと考えています。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 保険年金課長。

○保険年金課長 国民健康保険条例の出産される被保険者の保険料負担軽減の財源のお尋ねでございますけれども、国が半分、そして県が4分の1、残りの4分の1は保険者として負担

をいたしますので、被保険者への保険料の転換はございません。以上です。

○**委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

○**委員（荒川徹君）** 分かりました。最後にお答えいただいた国民健康保険条例は1月1日からですが、令和6年度4月1日以降も同じ枠組みでいくんでしょうか。

○**委員長（村上直樹君）** 保険年金課長。

○**保険年金課長** 御指摘のとおり、来年度以降も同じ枠組みで行う予定でございます。

○**委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

○**委員（荒川徹君）** 分かりました。そしたら、足立青少年の家については、先ほど説明していただきましたので分かりました。

それで、市立病院機構の中期目標策定に向けて、私が申し上げた具体的な対策を計画の中で具体化していただきたいということを改めて要望しておきたいと思います。

それから、指定管理者の指定の一部変更についての今後の検討については、ぜひ原局として、施設の設置目的等もしっかり踏まえた上で必要な意見を反映するように努めていただきたいと思います。

それから、非課税世帯1世帯当たり7万円の給付金支給の件ですが、国の動きがはっきりしないところもあって、現場で非常に苦労されているんだろうと思います。専決処分については、今説明があったようなことで難しいということは分かりました。専決処分もあまり乱発されたら困るわけですが。その経過は分かりましたが、本会議で局長が答弁されましたけど、本年末にこの制度の対象とならないところに対する具体的な支援策が示されるということですが、まだそれは出ていないんでしょうか。

○**委員長（村上直樹君）** 給付金担当課長。

○**給付金担当課長** 委員がおっしゃるとおり、年内に承認を得ることとされておりますので、今のところ、正式な通知はなされておられません。以上でございます。

○**委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

○**委員（荒川徹君）** 分かりました。成案が示されたら、ぜひ、急いで具体化していただきたいと思います。

それで、7万円の給付が2月の下旬になるわけですが、年末の厳しい状況を乗り切ることが必要な世帯も相当あるんじゃないかと思うんです。それで、本会議でも局長から各種制度が紹介されました。これを市民に周知徹底することが必要だと思うんですね。これをどんなふうに考えていらっしゃるか、お尋ねしたいと思います。

○**委員長（村上直樹君）** 地域福祉推進課長。

○**地域福祉推進課長** 年末年始、非常に物価高騰の影響を受けている方が多いと思いますので、我々の支援策としましては、まず、いのちをつなぐネットワークコーナー等に相談をいただいて、早めにしっかり支援をやっていきたいと思っております。それから、年末年始につき

ましても、ホームレス自立支援センター等で24時間365日の対応を行っておりますので、こういった情報を分かりやすく、市ホームページ、市SNS、それからあと、民生委員とか様々な手段を使って、市民の方に少しでも安心してお過ごしいただける環境を整えられるように情報をお伝えしていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。それで、本人の状況に即して、各種いろんな制度がスムーズに利用できるよう、ワンストップで相談できる窓口が必要だと思うんですが、それがいのちをつなぐネットワークということでもいいんですかね。

○委員長（村上直樹君） 地域福祉推進課長。

○地域福祉推進課長 ワンストップの窓口が、いのちをつなぐネットワークコーナーでありますので、そちらのほうでよろしく願いいたします。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） じゃあ、そのことがしっかり市民の皆さんに伝わるように広報に努めていただきたいと思います。

それで、私のところに、当面のお金がなくて困っている方がおいでになったときに、緊急小口資金を利用される方もいます。ただ、この緊急小口資金は貸付けですから、当然、返済が出てくるわけですね。返済ができないような場合は融資が受けられないということが、間々あるんですけどね。今回の7万円の支給は12月1日で該当者が確定しますよね。それをもって緊急小口資金の返済の担保にはできないにしても、私はこれがもらえるんだけど、2月になるので、年末が厳しいから貸付けを受けられないかというようなことで、そういう制度の柔軟な運用ができるよう、市として社協に働きかけができないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 地域福祉推進課長。

○地域福祉推進課長 2月に支給されることが分かっているので、年末年始前に貸付金を受けることができないかということですが、国の要綱等を確認したんですけども、一応国は、支給を受けるという条件を担保にしてお金を借りる行為自体は禁じられているということで、明確にそういうことはできないんですけども、貸付けを行うときに、総合的に支出、収入の状況を確認して行いますので、従前と同じお答えになってしまうかもしれませんが、早めに御相談いただいて、そういった支給金も今後あるということもどこまで踏まえられるかというのは分からないんですが、そういったところを総合的に判断して貸付けを行いますので、いずれにしても、ちょっと早めに御相談いただくとありがたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 明確に担保として差し出すという意味じゃなくて、それがあると返済ができるということが判断できる材料になるんじゃないかという意味で、緊急小口資金の融資の申

込みがあったときには、その点を十分考慮して懇切丁寧な対応をしていただきたいという意味です。それはぜひ社協にも伝えていただけて対応していただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 地域福祉推進課長。

○地域福祉推進課長 いずれにしましても、年末年始厳しい方も多いと思いますので、しっかりと、できるだけ対応ができるように、市の社会福祉協議会にも意見を伝えて、連携して取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 物価高騰が市民生活を苦しめているというのは共通した認識だと思うので、その辺ぜひ柔軟に対応していただく、あるいは適切に対応していただくということを心から要望しておきたいと思えます。

最後に、病児保育ですが、まだはっきりしたことは言えないということですけど、空白区はどこでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 保育課長。

○保育課長 戸畑区でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質疑ありませんか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 187号の市立病院機構の中期目標について確認したいことがありますので、質問させていただきます。

1つは、項目のところ、3、4番に関わる箇所ですけども、先ほど財政基盤の安定化、そして運営費負担金の在り方等々を検討して、最終的には経常収支の黒字化を確保していくというような説明だったと思うんですね。この財政基盤の安定化の内容をもうちょっと詳しく説明していただきたいというのと、運営費負担金の在り方というところも、もう少し詳しく説明していただきたいんですけど。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 御質問で財政基盤の安定化の意味と運営費負担金の件について御質問いただきました。財政基盤の安定化というところでは、具体的に、どの水準を超えるか、あるいは内部留保をどれくらい持つという基準があるわけではございません。ただ、市立病院を安定的に経営していくためには、当然ある程度の経営黒字というところを行って、時々ある大型投資にも耐え得るような形でやっていく必要があると思います。今回中期目標で新たな要素といたしまして、国から中期目標期間、5年間の間で経常黒字を達成しなさいという通知が出てございます。それを達成できるような計画を今後策定していく予定になっております。

あと、運営費負担金の在り方になりますが、例えば、政策医療の分野の救急医療などはどう

しても収支均衡が難しいような医療になります。そのため、国が、収益に対して費用が多い場合は、その分を補填するというような考え方を持っております。政策医療で今病院機構に運営費負担金で入っているのは、例えば救急医療や周産期の医療、あと感染症、結核、そのような、一般的には民間病院が受け持ちづらい、収益が上がりづらい分野につきましては、市から負担金を入れています。そのほかに、平成30年に八幡病院を建て替える際も、一例なんですけど、2分の1ぐらいを一般会計から繰り出してしております。以上になります。

○委員長（村上直樹君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）私も細かくは見ていないんですけど、収益の中身を見ますと項目的には医業収益、今説明のあった運営費負担金収益、そして補助金収益の3つですよ。どの収益を欠いても、すぐに赤字になるというような構造だと思うんですけども。特にこの間、コロナの関係で国からの補助金がかかり入ったということで、医療業界は、これがあってようやく黒字化になったというような報告がされて、今後これがなくなっていくと思うんですね。それだけに、経常黒字を確実に確保するということでは、基盤の安定化とか考えた場合、医業収益がポイントになってくるし、額的にもそこが一番大きいわけで、医療センターは民間でやれないような不採算部門の医療活動等々もやっておりますので、その負担もかなり大きいというのは分かるんですけども、今後、収益を伸ばすというところで考えた場合、どういった医療を中心に展開されるのかなというところを説明していただきたいんですけど。書いてあると思うんですけど、まだよく読んでないので、すいません。

○委員長（村上直樹君）市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 すいません、先ほど答弁させていただいた中の追加を先にさせていただきますと思います。

先ほど、救急医療など幾つか例示した中に結核医療が除かれておりましたので、結核医療も政策医療に入っております。

あと、現在、医療センターの収益改善ということで、病院運営に当たりまして、収益の基本は入院患者からの入院医療費と考えております。コロナ禍が終わりまして、先ほどお話が出ました今年度からかなり補助金が減額されておまして、年度末まで続くと言いながら、病院機構の立場からすると、下半期はほぼ補助金がないような状況だと考えております。そのため、病院機構として、11月からローラー作戦というものをやる予定になっておまして、患者さんが来るのを待っているだけじゃなく、クリニックとか、あるいは健診の機関、老健施設等々に出前講演ではないんですけども、病院機構ではこのようなことができるんですというのを、病院職員が患者確保のために動くというようなものを11月から始めていると聞いております。コロナ禍が終わりまして、スムーズに患者が回復していない状況ではございますが、病院機構も経営改善に向けて努力をしているところです。以上になります。

○委員長（村上直樹君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） ありがとうございます。どれだけ患者を確保していくかというところでは、いろいろな苦勞をされていると思うんですけども、特に来年度、医療と介護の同時改定の年になっております。最近、患者負担がどんどん増えていくというニュースをたくさん見かけるわけです。3割負担の対象を広げるとか、医療について3割でやっているから、介護の分野でも基本的には3割にしていくとかいうニュースが流れて、恐らく受診抑制がかかっていくと思う。昨年、後期高齢者の窓口での2割負担をやったんですけども、かなり抑制されたんですね。そういう中で、どう患者を確保し、経常収支を確保していくかというのは、かなり厳しいと思うんですね。厳しいからこそ、医療センターも専門家の方を入れて、事務系幹部を入れて、かなり努力されていると思うんですね。だから、生半可な感じだと乗り切れないんじゃないかなと。特に、今回の中期目標では、病院建設が入ってきているんですね。そこで建設するというわけじゃないと思うんですけども。民間なんかは手前で全部資金確保とかやるわけですけども、かなり厳しくなるので、そういったところも確保された中期目標、数字的にも出てくるんじゃないかと思います。内容をよく見ていないので、出てきてから私もよく見たいと思うんですけども。

もう一つ質問ですけども、収益を上げていくうえで大切なところは、医師の確保であったり人材確保に大きく力を入れていかなければいけないと思うんです。ここにも書かれているんですけど、医師の働き方改革というのはこれから求められてくるんですね。これは、現場で本当に大変なことなんですよね。ドクター確保で四苦八苦しているし、常に足りない状況の中で、月80時間以上のドクターなんて、もうざらにいると思うんですよね。そこをいかに抑えていくかというのは、ドクター確保をどのようにしていくかということと直結しているんです。働き方改革とこの医師の確保というのは。その辺で、医師確保というところではどういうふうに考えておられるか、お尋ねしたいんですけど。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 委員御指摘の医師の確保というのは非常に重要な問題になってくると病院機構も考えております。医師の確保となりますと、大学病院から入ってくるのが一番多いルートになります。そのため、院長や副院長、病院のトップが大学に出向き、医師の確保に乗り出したり、あと、今回の中期目標から若手医師の確保というところを目標の要素として入れさせていただいております。今後、策定していく計画の中で具体的な取組が記載されていくことになるとは思いますが、若手の医師を確保して、魅力ある病院になって、若手医師に研修などを受けてもらえる病院になっていくのが、医師確保で重要な点になるのではないかと考えております。以上になります。

○委員長（村上直樹君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） そういった大学訪問等々、ぜひ積極的に展開していただきたいと思えます。よその医療機関もここは力を入れていて競合するところですから、本当にやっていただき

たいのと同時に報酬の問題もあると思うんですね。これもまた微妙で、ドクターだけ上げるわけにはいかないんですけども、ここの改善も要ると思うんですね。人件費を上げれば経営を圧迫するところですけど、特に医療機関って人件費がばく大ですから、そういった働き方改革とともに、ドクターの報酬の改善というの也要ると思うんです。

もう一つ重要なのは、看護師確保ですね。ここも、医療を成立させるためには医師の確保と同時に欠かせないんです。この間、コロナの関係でかなり現場が疲弊しているというようなことを聞きました。何か所かの医療機関とのお話の中でも、そういった報告を聞いているんです。医療センターでも、このコロナ禍の中で、ナースはもう最前線にいますから、メンタルとか医療センターの中でも増えてきたんですかね。特に八幡病院なんかは急患なんかもやっているわけですけども。そういう実態がありますか。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 コロナ期間中も含めまして、看護師に限らず、医療現場で働く方にとっては、かなりの負担がかかっているのは事実でございます。ただ、看護師の例でいきますと、多く退職しているとか、あと、メンタル面で病気に入っているというのが顕著に出たという実態はございません。以上になります。

○委員長（村上直樹君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） もう一つ、現場が厳しくなると出てくるのが、セクハラ、パワハラですよ。これで職員が傷ついてくるということがありますが、そういった件数は増えてきていないですか。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 病院機構は、ハラスメント対策には非常に力を入れてきております。ただ、件数が増えるというよりも、毎年、一定数のハラスメントの御相談、対応は取っていると聞いてございます。以上になります。

○委員長（村上直樹君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） ある一定の件数が出てきているということでしたけど、これ深刻化しているというか、弁護士とかが絡まないといけない件数は、現実に出てきているんですか。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 すいません、本日は詳細な件数までは持ち合わせてはございませんが、過去に聞いた話では、外部の弁護士に相談しているケースもございます。基本的には内部で専門の相談員が対応しているのがメインでございます。以上になります。

○委員長（村上直樹君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） いずれにしても、職場環境の改善というのは、この中期目標を達成していく上では非常に重要なことだと思いますので、この点に力を入れていただきたいと思います。

最後に確認ですけど、経常黒字の確保というのは、先ほど言いましたけども、医業収益、運

営費負担金収益、補助金収益というのが営業収益とありますけども、ここを含めたところを収益と見て、それから支出を引いた、ここを確保していくということですよ。そういう見方でいいんですよ。

○委員長（村上直樹君）市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 その考えで問題ございません。負担金とか補助金とかを含めた上でになります。

○委員長（村上直樹君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）ありがとうございました。

○委員長（村上直樹君）山本委員。

○委員（山本眞智子君）すいません、私も187号の市立病院機構の中期目標についてなんですけれども、政策医療とか、あるいは特色を生かした医療の充実というのは、当然目標に掲げてしっかり取り組んでいただきたいわけなんですけれども、その中で、医師の働き方改革、一番大変な現場で働いていらっしゃるドクターの働き方っていうのは当然これからやっていくんですが、看護師さんはかなりいらっしゃるって、女性が多い職場になっているかと思いますが、その中で、ワーク・ライフ・バランスという視点をきちんと打ち出して職場環境をよくする、そして、自分の人生を見て、ワーク・ライフ・バランスがしっかり進められるような職場環境をつくっていった場合に、外から見て、そこで働きたいとか、そういう職場なら若い先生も来てくれるとか、そういう視点があつたほうがいいのかと思います。現場はそれどころじゃないと言われるかもしれませんが、その辺の考えをお聞かせください。

○委員長（村上直樹君）市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 委員が御指摘の職員が働きやすい職場を確保するというのは、病院機構としても重要と考えてございます。先ほど女性医師だけでなく看護師も含めて、ほかの職種も含めたワーク・ライフ・バランスの必要性というの御指摘いただいております。病院機構といたしましても、例えば子育てに関する休暇の取得や、あるいは一般的な年休の取得率向上、あと、時間外勤務の削減などの取組は行っております。ただ、病院特有の勤務条件というのがございまして、なかなか高い目標を立てづらい状況ではございますが、ワーク・ライフ・バランスの重要性を認識して、計画策定に当たっては機構と議論していきたいと考えております。以上になります。

○委員長（村上直樹君）山本委員。

○委員（山本眞智子君）ぜひ取組をとと思いますが、目標なのである程度見えるほうが、私たちもそうですし、若い看護師さんとか若いドクターも、そういう職場という認識を持つと思いますので、現場は大変と思いますが、ぜひ目標は高く持って進んでいただきたいと思います。

あと、さっき荒川委員からも話がありましたが、物価高騰の7万円の支給なんですけど、思っている以上に、困っている市民の方が多いということで、先日、個人で商売をされている方

から、コロナと物価高騰で4年間仕事がないと言って、今までためてきたお金を使って、いよいよ大変になってきたという切実な御相談もいただきましたし、ある方は、非課税世帯は7万円をもう何回ももらっているけど、パートに出て非課税をちょっと超える収入がある家庭には何の恩恵もないと。これは国の施策なので、市に言ってもあれですが、そういう方は一所懸命働いているけど、どうしてもはざまという方がいっぱいいるんですよね。そういう方に対して、先ほどもありましたが、コロナのときは社協が無担保で貸し出す制度があって、感染症で経済が停滞したということで、国としてもそういうことをやったんですが、このコロナと物価高騰というのは、ずっと続いているじゃないですか。個人とか弱いところにしわ寄せが来ている感じがしておりますので、行政は市民のそういう痛みを敏感に感じ取って、それを政策にいち早く乗せて進めていっていただきたいと思いますので、いのちをつなぐネットワークに行ったらいいと言われたので、早速その辺はさせていただきますが、ぜひ市民の声を、声なき声も聞いて、しっかりやっていただきたいと要望しておきます。お願いします。以上です。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 すみません、訂正をさせていただいてよろしいですか。

申し訳ございません。先ほど政策医療の御説明をした際に、政策医療に結核医療が入っているという御説明をしたんですが、結核医療は病院機構ではなく、指定管理の市立門司病院がやっておりますので、正確に言うと政策医療の一部にはなりますが、機構の分野ではないということで訂正させていただきます。以上になります。

○委員長（村上直樹君） そのほか質疑はありますか。金子委員。

○委員（金子秀一君） まず、物価高騰の7万円の件で、担保にという話で、社協からお金を借りて、あなた7万円入りますよね、それで返してくださいねということは、しないという認識でよろしいでしょうか。

あともう一点が、市立病院機構の中期目標、建て替えは大変うれしく思っておりますが、できてから30年たつ中で、防災の部分で建てる場所の問題もあるのかなと思っております。個人的には、今ある場所がモノレールの駅の近くですし、市街地から近いということで大変ありがたいと思うんですけども、高潮浸水想定等を考えた場合、今ある場所でも、そういった災害の対応をして建て替えるとか、その辺、建設費がかかってしまうけれども、そういった防災・減災の中心医療の機関となるので、何かしら国の補助メニューがあるのかとか、そういった部分について今検討されているのか教えていただきたいのと、これは後でも構いませんけども、病院機構の中期目標で建て替えるとか、黒字化を常態化していく中で、公立病院で何か模範となるような病院がどこかあるのであれば教えていただきたいと思います。市外でも結構ですので、よろしくをお願いします。

○委員長（村上直樹君） 地域福祉推進課長。

○地域福祉推進課長 社協の貸付けについてお答えいたします。

制度は市社協というか、県社協が貸付けの主体になりますので、我々が断定できるところではないんですけども、基本的に貸付けに当たっては、例えば葬儀の費用がかさんだとか、あるいは入院して一時的に費用がかかった、あるいは今失業しているけども、2か月後には給料が入る、それまでのつなぎの貸付金とか、いろいろな要件がございますので、そこら辺を総合的に判断して、一番使える貸付けの制度を御案内しているところですので、7万円が入るからと、そのことのみをもって貸付けができるということには、多分そういう運用にはならないと思いますけど、いずれにしろ、今非常に厳しい方が増えていますので、そこら辺総合的に判断をして、なるべく支援できるようにということで我々からも意見は伝えたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）金子委員。

○委員（金子秀一君）いや、答えになっていないです。返済の際に……。

○委員長（村上直樹君）地域福祉推進課長。

○地域福祉推進課長 返済の際にその7万円がある、それで返済するというところで……。

○委員長（村上直樹君）金子委員。

○委員（金子秀一君）いやいや、要は差押えをするようなことがあるのかという。

○委員長（村上直樹君）地域福祉推進課長。

○地域福祉推進課長 差押えですね。一概にその7万円があるから差押えをするとかいうことではございませんので、もちろんその方の状況、きちんと返済できる余裕があるかどうか、そこら辺で返済を求めていくというふうな制度になっております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）金子委員。

○委員（金子秀一君）分かりました。

○委員長（村上直樹君）市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 防災を意識して市立医療センターの建て替え場所を検討するのか、模範となる公立病院があるのかという2点御質問をいただきました。

医療センター、八幡病院ともに、災害拠点病院に指定されておりますので、当然災害が起こった際に、中心となって動く病院になってございます。御指摘のとおり、今、アクセスは非常によい場所なんですけど、紫川のすぐ隣ということもありまして、現時点では医療センターとしてはそれに対応するため、いろいろな取組をやっているところでございます。今後、建て替える場合、まず、防災の観点も必要ですが利便性も必要ですし、あと、現在522床ぐらいのベッドがあるんですけど、どのぐらいの規模になるのかとか、そういうのも全く決まっていない状況になりますので、それらを総合的に勘案して、これから病院の場所などを検討していく必要があると考えてございます。

あと、模範となる病院なんですけど、公立病院の流れからいきますと、まずは直営から始まりまして、今我々がやっている門司病院の指定管理というのがあって、次に、今機構がやってい

る独立行政法人というような流れがスタンダードかなと考えてございます。ただ、その先を行って、へき地にある病院なんかは公立病院と民間病院の統廃合みたいな動きがあっているようなところもございます。ただ、市町村としての立地条件といいますか、条件が全く一緒というわけでもございませんので、北九州市でいけば、総合病院が多く、ベッド数も多いとか固有の条件とかございますので、今後は、同様の都市で経営がよい病院など見つければ、そういうところを参考にしていきたいと考えてございます。

○委員長（村上直樹君） 給付金担当課長。

○給付金担当課長 すみません、先ほどの金子委員の御質問で、7万円を担保にできないかというところなんですけれども、法律上7万円の差押え禁止、それと、担保としてはならないということが定められております。補足させていただきます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） よく分かりました。もう一日も早い給付をよろしくお願いします。あと、市立病院機構、私も勉強しますが、いいところがあればまた教えてください。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか、質疑ありますか。井上委員。

○委員（井上しんご君） 議案187号の病院機構の中期目標についてお伺いします。

政策医療をしっかりとやっていくというお話がありました。八幡病院についても、小児救急で、以前からすごい有名な病院ですので、何かあったら八幡病院に行けばと市民の方も広く認識されておられます。とはいっても、この課題に上がっているように、医師不足とかそういった状況もあって、病院で待ち時間が増えたりとか、その間にトリアージのミスなどあって、容体が急に悪化するという、そういったヒヤリミスもあっていと現場から聞いております。

この中期目標ですけれども、それ以外にも医師の働き方改革にとどまらず、看護師等の働き方の部分とか、ここにあるように、チームワークでお互いの専門性を生かせるようにやっていこうと、働きがいの部分であるとか、そういった部分で計画がちゃんとできて、政策医療をしっかりとやっていけるような形で進めていってもらいたいと思っております。今回、この計画が議決されれば、これを病院機構に指示されるということですが、現状、病院機構の受け止めについて教えてください。

次に、2点目。ずっと議論があっっています指定管理者の1年延長で、基本、5年をまたいで雇用される場合は、無期雇用の申入れを労働者側ができるというルールになっています。基本的に申出があれば会社側は拒否できないと思うんですけども、仮にこれで無期雇用にしてくださいと要請があって、6年たって指定管理者に指定されなかった場合、結局その人たちの雇用を新しい指定管理者が引き継げるように、市として働きかけをやってくれるのか。または、それができない場合は、前の会社が雇用責任を負うと思うんですけども、今回、市政変革推進室の提案ですが、どちらかという働く人の立場を考えてというよりも、行政側の都合だと思ってしまうんですけども、一方で、労働者側にとって無期雇用でよくなるのであればいいと思うんで

すけども、そこら辺のところ、部署が違いますので市政変革推進室も含めてですけど、働く人にとって一番ベストな形であればいいと思うんですけども、それについて確認をして、状況が分かればお知らせしてほしいなと要望させていただきます。

次に、3点目です。177号の足立青少年自然の家の件で、キャンプ場等を含めての廃止の件ですけども、事前にお伺いすると、足立青少年の家は利用者数が減ってきたということでした。一方で、金比羅とかしょうぶ谷は増えているということで、今非常にキャンプが人気だということで、1人キャンプであるとか、家族でキャンプとか、友人同士でキャンプという形で、現状のキャンプ場は青少年を対象にした子供会、育成会、ボーイスカウト等の利用を想定して、基本的にキャンプ場は青少年育成と、だから、お酒も禁止だと思うんですけど、近年のキャンプブームの流れとは、ちょっとずれていたのかなという気はするんですけど、しょうぶ谷とか金比羅では増えていると。今回廃止になった足立キャンプ場についても、もうちょっと工夫すれば、金比羅と同じように利用者を増やせることはできたんじゃないかと思うんですけども、この点について見解を聞かせてください。

次に、病児保育の件について伺います。

9月議会でも利用者の増加に対応するための臨時対策事業ということで、補正予算を2,000万円組まれていました。今回は施設整備事業で4,460万円ということで、前は利用者が増えて、既存のところに対する支援をやっていくということで、今回は、新たに戸畑に整備するためということでいいのか、確認をお願いします。以上です。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 市立病院機構の中期計画策定の考え方、あるいはやる気というところを御質問いただきました。市立病院機構といたしましては、市民の命と健康を守る市立病院として着実に実施するため、可能な限り効率的、効果的な運営に努めたいと考えておりました、中期目標の実現に向けて職員一丸となって取り組みたいと考えてございます。今後、議論いただきます中期計画の中にも、そういうような方向で記載させていただきたいと考えてございます。以上になります。

○委員長（村上直樹君） 青少年課長。

○青少年課長 足立キャンプ場の減少傾向も増加していけるんじゃないかという御質問だと思うんですけども、今減少しているのは足立青少年の家でございます。隣接しています足立キャンプ場、これは、長期的には下がってきているんですが、ただ、最近のソロキャンプブームで若干持ち直してはきております。ただ、あそこは木が非常に高く、ちょっと状態が悪いので、今現在、キャンプで泊まることは禁止しておりますので、ほかのキャンプ場と比べたら、その伸びというのがそこまでない状態でございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 保育課長。

○保育課長 病児保育について、9月は既存施設の補助、今回は新たな施設整備という委員御

認識のとおりでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 分かりました。市立病院は政策医療を含めて担っていると思います。自分も昔子供を担いでいったことがありますけども、市立病院へ行って診てもらえたら、安心感があると思うんですね。今、待ち時間が出ているということもちょっと心配なんですけども、ぜひ、市立病院に行けば安心だというところを、ヒヤリ・ハットを含めて、そういったことを起こさない、ぜひ病院機構としっかりと連携してやっていてもらいたいと思いますし、医師以外も含めて、働き方改革を進めていてもらえたらと要望しておきます。

青少年の家の件です。よく分かりました。青少年に限るということについては、ニーズに若干干渉しているのかなと思いますし、市民の皆さんのキャンプのし好とかに対応していく必要があると。そういう部分で、完全になくすということではなく、民間の提案を受けたいということで、新たに進化していくという部分では期待もあります。これが結局、家賃が高過ぎて手が挙げがらずに、結果として廃止になってはいけないと思うんです。今、キャンプのニーズが増えている、足立は夜間の宿泊がないので減っているということでしたけども、ぜひこの施設を観光も含めて生かしてもらいたい。今後、民間にする場合はそういったところも配慮しながら、今よりもよりいい形で進めていてもらいたいとも思います。残念ながら、八幡東区のたしろ少年自然の家はもう廃止になっていますけども、廃止が早かったのかなと。もしかしたら、新しい形での発展もあったのかなと残念でなりませんけども、今回の3つのキャンプ場、足立青少年の家が生かされるようにぜひ進めていてもらいたいと要望しておきます。以上で終わります。

○委員長（村上直樹君） そのほか、質疑ありませんか。

ほかになれば、以上で議案の審査を終わります。

明日も午前10時に開会します。

本日は以上で閉会いたします。

保健福祉委員会 委員長 村上直樹 ㊟